自然環境や歴史文化を対象として体験し、学ぶとともに、それらの保全に責任を持つ観光の在り方であるエコツーリズムが日本に導入されて以降、その理念や取組は徐々に全国各地に広がり、一定の定着を見てきました。近年では、「サステナブルツーリズム」や「レスポンシブルツーリズム」、「リジェネラティブツーリズム」など、地域社会や環境への配慮を重視した観光の在り方が国際的に注目を集めています。また、「ウェルネスツーリズム」や「アドベンチャーツーリズム」など、観光旅行者の心身の充足や変化体験を重視する多様な観光の在り方も広がりを見せています。

一方で、インバウンドの急増やＳＮＳの発達を背景として、特定の観光地に観光旅行者が過度に集中し、地域社会や自然環境に悪影響を及ぼす「オーバーツーリズム」も世界的に大きな問題となっており、交通渋滞の発生やごみ、騒音問題、自然環境の劣化、利用の質の低下などに悩まされる地域が現れています。

こうした潮流の中で、観光旅行者の意識も従来の消費型・大量型観光から、地域の自然や文化、暮らしに敬意を払い、過度な負荷を掛けない持続可能な観光へと大きく転換しつつあります。このような背景を踏まえ、自然や文化の保全と観光が両立し、地域と観光旅行者の双方が恩恵を実感できる持続可能な地域づくりを進めることが一層重要になっています。エコツーリズムは、そうした新しい観光の方向性を先導する実践モデルとして、地域において果たす役割を更に拡大させています。

近年、特に若い世代は、世界的にも環境意識が高く、環境保全のための行動に積極的とされています。引き続き各地域においてエコツーリズムを環境教育の場として活用していくことで、このような「エコツーリスト」ともいえる意識を持った旅行者層を醸成していくことも重要です。

そのためには、将来を担う子どもたちを始めとした全ての人たちが、原生的で雄大な自然の偉大さや荘厳さを感じたり、人の暮らしと自然が織りなしてきた里地里山、里海などにおいて、その地域固有の人と自然や文化との「つながり」を五感で感じたりするような体験をすることが必須です。

地域の自然や文化を保全しながら、それらの自然観光資源を基にした地域固有の体験をガイドの案内・助言によって観光旅行者に提供する「エコツーリズム」は、単に一過性の体験にとどまらず、観光旅行者やそれに関わる地域の人々などに地域の自然や文化との「つながり」をもたらします。更にその取組は、私たち一人ひとりが地域の環境を介して地球環境とつながる糸口となるのです。また、地域ぐるみの取組は、地域にも「つながり」を生み、地域が元気になり、その「つながり」が関係人口の創出などの地域外との「つながり」に広がっていくことも期待できます。

エコツーリズム推進法（平成19年法律第105号。以下「法」という。）が議員立法により制定されてから、エコツーリズムに取り組む地域は着実に増加し、「つながり」を取り戻す動きも地域ぐるみで多く見られるようになってきました。

この基本方針は、人と自然や文化、人と人の「つながり」を取り戻し、生物多様性を保全しながら持続可能で活力ある社会を作っていくため、エコツーリズムが目指す方向性を示すとともに、地域が推進する際の基本的な事項を定めたものです。

地域の自然だけでなく文化を含めて自然観光資源として捉え、地域活性化のため、それらの自然観光資源を保護・保全しながら活用し、さらに、保全し続けるために積極的に活用するという「保護と利用の好循環」という価値観は、我が国におけるエコツーリズムの始まりから今も変わっておらず、地球規模の環境問題に直面している今だからこそ、改めて共有されていくべきものです。

さらには、国内外の観光旅行者等がエコツーリズムを推進する地域（以下「推進地域」という。）を訪れることで、相互理解の増進による平和への貢献や、自然・文化や人とのふれあいの体験を行うことでの健康づくりに役立つことも期待されます。近年の多様な社会課題に対し、エコツーリズムが提供する価値は大きくなっています。

この序章を読んでいるあなたの地域にも、その素材となる地域資源は必ずあります。今こそ、地球規模の問題を考えながら、そのすばらしい地域の素材をいかしてエコツーリズムを実現し、国内外に発信していくことに挑戦してみませんか。

第１章　エコツーリズムの推進に関する基本的方向

１　我が国のエコツーリズムを取り巻く状況

⑴　我が国における推進の経緯

世界におけるエコツーリズムは、途上国の支援の一環として、開発中心の産業からの転換を促し、地域住民が主体となって自然を保護しつつ持続的に生活を営む方策の提案として始まり、その後持続的な観光振興を目指す概念として論じられてきました。

日本では、平成に入って民間事業者によるエコツアーの取組が始まり、その後、地域におけるエコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）などの民間推進団体の設立が相次ぐなど、持続可能な地域づくりや新たな観光の取組として全国的な普及の動きが加速しました。

そして、平成15年から16年にかけて環境大臣を議長とする「エコツーリズム推進会議」が設けられ、国を挙げたエコツーリズムの推進が始まりました。同会議で「５つの推進方策」が取りまとめられ、これに基づいたエコツーリズムの普及と定着に向けた各種具体的な取組が進められました。

その後、平成18年に観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が成立し、持続可能な形での観光立国の実現に向けた政府の基本方針として、同法に基づく観光立国推進基本計画が閣議決定されました。このような背景の中、平成19年にエコツーリズム推進法が議員立法により国会に提出され、全会一致で成立、平成20年４月１日に施行されました。これにより、法に基づくエコツーリズム推進全体構想（以下「全体構想」という。）の認定制度が始まりました。

⑵　これまでの取組の成果と課題

こうした動きを経て、各地域で徐々に法に基づくエコツーリズムの取組が進められ、平成21年９月８日には全体構想認定第１号となる飯能市エコツーリズム推進全体構想が国の認定を受け、令和８年３月時点で認定数は28を数えました。さらに、その中には、特定自然観光資源制度を活用した立入制限等による自然観光資源の保護と利用の両立や、混雑を避けた利用環境による満足度の高い体験の提供を実現している事例も現れています。

また、観光庁が策定した「日本版持続可能な観光ガイドライン（ＪＳＴＳ－Ｄ）」を全体構想作成の参考とし、持続可能な観光地域づくりに取り組む地域も出てきています。

さらに、全体構想認定地域以外にも全国的にエコツーリズムに取り組む地域が増えつつあります。これらの地域では、エコツーリズムに対する認識が広がるとともに、その重要性が共有されながら多彩なエコツアーが実施されるなど、更なる発展に向けた取組が進められています。

以上のように、我が国におけるエコツーリズムを取り巻く状況は時代とともに大きく変わってきていますが、そのような中でも、地域におけるエコツーリズムの取組及びそれによる成果は年々着実に増え続けています。これはエコツーリズムの根本となる考え方が今も変わらず我が国における重要な観光の在り方として在り続けていることを示しています。

一方、自然観光資源の保全や文化の継承の実現、地域経済への効果の波及、全体構想認定によるブランド力や知名度の向上、エコツアーの更なる展開、インバウンドへの対応など、引き続き取り組むべき課題もあります。また、より多くの国民にエコツアーの意義や楽しさを伝え、参加の機会を増やすなど、エコツーリズムの裾野を広げていくための取組も求められています。

２　我が国におけるエコツーリズムの基本的考え方

⑴　エコツーリズムを推進する意義

エコツーリズムを推進する意義は、下記に掲げる効果が相互に影響し合い、好循環をもたらすことにあります。

ア　自然体験を通じた自然環境保全の効果

人が自然の神秘とふれあうとき、何ものにも代えがたい深い感動や癒しを得ることができます。また、子どもの原体験としての「五感で感じる自然体験」の必要性も指摘されています。こうした自然とのふれあいの必要性が唱えられる一方で、一時的な利用者の集中など不適切な利用による自然環境の悪化が懸念される地域もあります。エコツーリズムにおいては、利用に関するルールの設定により自然観光資源の劣化が防がれます。さらに、ガイドの案内などを通じて楽しみの中で自然への理解を深めることで、観光旅行者や地域住民などの意識が高まり、それが地球環境問題への興味や環境保全に関する行動につながっていきます。